

北九州市週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）実施要領

（趣旨）

第1条 本要領は、建設業における担い手の確保・育成を図るための労働環境改善の取組として、工事現場における週休2日を試行するために必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、各号に定めるところによる。

（1）週休2日

1週間当たり休日を2日確保し、現場を閉所することを基本とするが、本要領においては、4週6休、4週7休、4週8休も含むものとする。ただし、年末年始（6日間）及び夏季休暇（3日間）は、この対象としない。

（2）実施期間

契約の翌日から完成届にて受注者が完成とした現在日までの期間とする。

なお、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所（会社を含む。）での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

降雨、猛暑、降雪等の天候の不良による予定外の現場閉所も含む。

（試行対象工事）

第3条 対象工事は、北九州市が発注する全ての港湾および漁港漁場工事とし、以下に該当する場合は除外することができる。

（1）災害復旧工事

（2）供用開始時期など工期末や現場条件に制約がある工事

（3）その他の理由により、週休2日による施工の実施に適さない工事

（4）軽微な工事

（発注方式）

第4条 発注方式は、受注者希望型とする。契約後、受注者の希望により週休2日試行工事を実施することができる。

（試行の流れ）

第5条 発注から竣工までの流れは、以下のとおりとする。

（1）発注者は、試行対象工事を発注する場合、週休2日を考慮した工期設定を行うとともに、設計書に「週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）特記仕様書」を添付する。

（2）受注者は、受注後速やかに「週休2日試行工事」の希望の有無について、打合せ簿により、発注者と協議するものとする。

（3）受注者は、「週休2日試行工事」を希望する場合、施工計画書の「工事概要」の中で「週休2日試行工事」である旨を記載するとともに、工事現場の週休2日取得の計画が確認できる工程表を施工計画書に「計画工程表」として添付するものとする。

なお、協議の結果、「週休2日試行工事」を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。

- (4) 受注者は、発注者が休日取得の確認ができるよう、「休日取得計画・実績表」(様式1)を用いて前月中に計画を提出するとともに、翌月1週間以内に実績を提出するものとする。
- なお、現場閉所予定日に作業を行う場合は、前後14日以内に振替を確保するものとする。
- また、現場閉所予定日に品質確保や安全確保に係る軽微な作業等のため少数の出勤者が生じた場合は、「休日取得計画・実績表」(様式1)に当該出勤者の氏名、出勤日、振替日(前後14日以内)を記載するものとする。
- (5) 休日や作業日を変更する場合は、原則として前日までに発注者に申し出るものとする。
- (6) 受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日試行工事」である旨を明示する。記載方法は、次の例を基本とする。

(記載例)



- (7) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(現場閉所率の確認方法)

第6条 現場閉所率は、以下により求めることとする。

$$\text{現場閉所率} = \text{現場閉所日数} / \text{実施期間}$$

(間接工事費等の補正)

第7条 間接工事費等の補正是、4週8休以上を達成した場合に、以下に示す補正係数を乗じて、最終変更設計時に割り増し補正を行うものとする。ただし、市場単価については、別紙1に示す補正係数を乗じるものとする。

また、現場閉所の達成状況を確認後4週8休に満たないもの、及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、変更の対象としない。

- (1) 4週8休以上(現場閉所率が8日/28日以上)

労務費 1.05 (港湾5職種含む) 機械経費(賃料) 1.04

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.03

(工事成績評定)

第8条 発注者は、週休2日の達成状況（4週6休以上）に応じて、工事成績評定により加点評価するものとし、達成できない場合であっても、減点評価しないものとする。

2 試行対象外工事であっても、受注者が希望し、第5条（2）～（6）を実施した工事については、加点評価するものとする。

(実施証明書)

第9条 週休2日を試行し、実際に4週6休以上の達成が確認できた場合、発注者は、完成を確認した後に、週休2日実施証明書を発行するものとする。

(その他)

第10条 受注者は、週休2日工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとし、検査日までに技術監理局技術管理課へメールすることとする。

2 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議のうえ決定するものとする。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この改定要領は、令和2年10月1日から施行し、設計書適用年版が令和2年10月1日基準の工事から適用する。

付 則

この改定要領は、令和3年4月1日から施行し、設計書適用年版が令和3年4月1日基準の工事から適用する。

付 則

この改定要領は、令和3年10月1日から施行し、設計書適用年版が令和3年10月1日基準の工事から適用する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
	規格・仕様	4週8休以上
底面工		1.04
マット工	アスファルトマット設置	1.01
	コム系マット設置	1.01
支保工		1.05
足場工		1.03
鉄筋工		1.05
吊鉄筋工		1.05
型枠工		1.04
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.05
	ポンプ車打設以外	1.05
止水板工		1.05
上蓋工		1.05
伸縮目地工		1.03
係船柱取付		1.05
防舷材取付		1.05
車止・縁金物取付		1.05
係船柱撤去		1.05
防舷材撤去		1.05
車止撤去		1.05
電気防食取付		1.05
防砂目地板取付工	陸上施工	1.05
	海上施工	1.04
吸出し防止工	陸上施工・海上施工	1.04
港湾構造物塗装工	係船柱・車止・縁金物	1.04
ペトロラタム被覆		1.05
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.05
	水中施工	1.05
かき落とし工		1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04
汚濁防止枠設置・撤去		1.03
灯浮標設置・撤去		1.04